

岩舟町商工会館使用許可申請書

下記のとおり使用したいので、岩舟町商工会館使用料規定を遵守いたしますので、ご許可下さるよう申請いたします。

使用日及び時間	平成 年 月 日() 時 分～ 時 分
	平成 年 月 日() 時 分～ 時 分
	平成 年 月 日() 時 分～ 時 分
行 事 名	
参加予定人員	人
使用室名	1階 <input type="checkbox"/> 第1会議室(収容:20名) <input type="checkbox"/> 展示コーナー
	2階 <input type="checkbox"/> 第2会議室(収容:20名) <input type="checkbox"/> 大会議室(収容:100名)
冷暖房使用	<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない
使用責任者	氏名 連絡先 5()-()-()

岩舟町商工会長 殿

[申請日] 平成 年 月 日

住 所 _____

申 請 人 事業所 _____

氏 名 _____,

	会 長	局 長	係
決 裁			

使 用 料	
領 収 日	平成 年 月 日

岩舟町商工会館使用料徴収基準

会館使用料

階 別	使用区分 室名	定員	9時～12時		13時～17時		18時～21時				
			通	常	冷暖房使用	通	常	冷暖房使用	通	常	冷暖房使用
			商工会員料金		商工会員料金		商工会員料金				
			会員以外の料金		会員以外の料金		会員以外の料金				
1 階	第1会議室	20	1,500	2,000	2,000	2,500	2,000	2,500			
			4,500	6,000	6,000	7,500	6,000	7,500			
2 階	第2会議室	20	1,500	2,000	2,000	2,500	2,000	2,500			
			4,500	6,000	6,000	7,500	6,000	7,500			
階	大会議室	100	3,500	4,500	4,500	5,500	4,500	5,500			
			10,500	13,500	13,500	16,500	13,500	16,500			

但し、官公庁等で会長が特に認めた場合は、使用料を減免する。

会館利用方法

1. 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
2. 利用者は、別に定める「申請書」に所定の事項を記載し、使用料を添えて商工会に申し込み承認を得るものとする。
3. 下記事項に該当するときは、利用させないものとする。
 - (1) 建物、附属品、備品等を毀損するおそれのあるとき。
 - (2) 風俗を乱し、又は公安を害するおそれのあるとき。
 - (3) その他本会において、支障があるとき。
4. 使用承認後であっても、本会で利用の必要を生じたとき、又は申請書の記載事項に違背があったときは、承認を取り消すことができる。
又、使用中であっても前項に該当するようになったときは、中止させることができる。
5. 本会は、前項の事由によって生ずる損害賠償の責は負わないものとする。
6. 利用者は、施設等の利用を終了したときは、その責任においてすみやかに現状に復し、整理整頓、清掃を行うものとする。